

平成17年(ワ)第87号、平成18年(ワ)第16号

遺伝子組換え稻の作付け禁止等請求事件

原 告 山田稔 外22名

被 告 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

証 拠 説 明 書 (19)

平成21年3月19日

新潟地方裁判所高田支部合議係 御中

被告訴代理人弁護士 畑 中 鐵 

同 弁護士 山 岸 純 

被告訴復代理人弁護士 大 塚 陽 介 

同 弁護士 辻 崇 成 

同 弁護士 中 山 司 朗 

号証	標目	原本・写の別	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙 111	陳述書	原本	平成 21 年 3 月 19 日	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 作物研究所 稲遺伝子技術研究チーム長 薬学博士 大島正弘	本件鑑定においては「水田水からのタンパク質の回収実験」の結果が最も重視されるべきものであること、及び、本件鑑定で実施された各実験は、いずれも「ディフェンシンは検出されず」という科学的結果を得て終結していること	別添参考資料あり